奈良県内水面漁場管理委員会告示第一号

項の規定に基づき、 漁業法 つい て、 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 次のとおり指示する。 コ イ (マゴ イ及びニシキゴ 第百二十条第一項及び第百七十一条第四 イをいう。 以下同じ。 の持出

令和七年三月三十一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

一指示の内容

一 持出しの禁止

持ち 水域に スウイル 委任 的 脱機関が 県内の 出 た水面 お してはならな 試 いては、 ス 公共用水面及びこれと連接 、病にか 験研究及び検査に供するため (新宮 内水面漁場管理委員会が承認 かり、 V Ш 水系北 ただし、 又は カン Щ jή カュ まん延防 9 0 7 --- 体を成す水面 部 11 \mathcal{O} る 持出 を除 疑い 止 \mathcal{O} < 処置を講ずるため があると知事が認 しは除く。 した場合を除き、 (和歌 にお 11 Щ て、 県知事に めた場合 の持出 生きたままコ コ 1 漁場 が し並び コ イ \mathcal{O} 管 $\overline{}$ 当該 に公 ルペ 轄 を

この 場合、 知事は、 当該水域の範囲を定め、 速やかに公表するものとする。

二 放流の制限

びこれと連接一体を成す水面に放流 した水域に再放流する場合は、 次に掲げる要件 \mathcal{O} 11 ずれ にも該当するコイ この限 してはならない りではない。 -でなけ れ ただし、 ば、 県内全て 採捕 \mathcal{O} したコイを採捕 公共用水 面 及

- ① 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
- (2)汚染水域由 来の コ イと水を介 しての接点がない . こと。
- (3)Ċ R (ポ リメラー ゼ連鎖反応) 検査で陰性が 確認されたコ イ群であること。

三 遺棄の禁止

生死 て はなら を問わ な ず県内全て 11 \mathcal{O} 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面 コ

一指示の有効期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで